平成２３年（フ）第１５２３号
京都市伏見区淀池上町151番地８　ハイツラントレ池上106号
債務者　南　　洋史
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０５号
京都府長岡京市今里畔町14番地23
債務者　宮堂　広司
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
兵庫県西脇市富吉南町249番地の12　県営住宅407号
債務者　中尾　　茂
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市宮前520番地１　松の木団地14号
債務者　中村　和豊
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０６９号
広島市西区己斐上３丁目18番33号
債務者　細谷　温子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９４号
広島市南区宇品神田１丁目３番７―203号　神田ビル
債務者　藤澤　宏一
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３９号
広島県廿日市市新宮２丁目４番22号
債務者　池田　里絵（旧姓蘭）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７１号
広島市中区大手町３丁目２番14号
債務者　盛川　　勇
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７２号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目11番49―205号
債務者　永尾　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９０号
福岡市早良区四箇田団地９番203号
債務者　植田　　徹
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０９６号
福岡県古賀市青柳町754番地４
債務者　栗原　正剛
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８６号
福岡県春日市大谷８丁目106番地１平コーポ406号
債務者　老月　康照
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８７号
福岡県春日市大谷８丁目106番地１平コーポ406号
債務者　老月美三子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５４号
福岡市博多区春町１丁目２番６号
債務者　下河　　忍（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２６０号
福岡県古賀市日吉１丁目12番７号
債務者　河口　信義
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９８号
福岡市南区桧原３丁目19番３―101号
債務者　曽根　徒代（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２号
鹿児島県薩摩川内市冷水町365番地
債務者　白石百合子こと　白石ゆり子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係